

災害時等における指定福祉避難所の
開設に関する協定書

令和 8 年 2 月

旭 川 市
社会福祉法人旭川楠会

災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人旭川楠会（以下「乙」という。）は、災害時等における指定福祉避難所の開設に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、指定避難所での生活に特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を、乙の運営する施設内に避難させることにより、要配慮者に支障のない避難所生活を提供することを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難支援の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 乙の運営する施設を利用している要配慮者（以下「園児」という。）
- (2) 前号に掲げる者の家族等（以下「家族等」という。）
- (3) その他、甲又は乙が支援の必要があると認めた地域住民等（以下「地域住民等」という。）

（指定する施設）

第3条 乙が運営する施設のうち、指定福祉避難所として指定する施設は次のとおりとする。

施設名	所在地	使用箇所
認定こども園 新富保育園	旭川市東4条11 丁目4番21号	<ul style="list-style-type: none">・1階 ほふく室、保育室、トイレ・2階 プレールーム、ステージ、医務室、トイレ・その他乙が使用を認めた箇所

（協力内容）

第4条 乙は、災害時等において、前条の施設に滞在する園児の安全確保及び家族等に対する避難希望の確認を行い、指定福祉避難所の開設が必要と判断したときは、管理運営に支障のない範囲で、前条の施設を指定福祉避難所として開設し、甲に報告するものとする。

- 2 乙は、園児及び家族等の受入れを行うほか、市が開設した避難所への移動が困難な地域住民等が避難してきた場合、可能な範囲で受入れを行い、必要に応じて別の避難所への移送を甲に要請する。
- 3 乙は、指定福祉避難所を開設し対象者を受け入れる場合、可能な範囲で物資・福祉サービス等を提供し避難生活を支援するものとする。

(手続)

第5条 第4条第1項の報告は、指定福祉避難所の開設報告書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、後日文書を交付するものとする。

(避難者の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定により指定福祉避難所を開設した場合、受け入れた対象者の入所日時、氏名、住所等を記入した避難者名簿を作成し、甲に報告するものとする。

(支援)

第7条 甲は、指定福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整を行い、指定福祉避難所を開設した乙の円滑な管理運営に必要な支援を行う。

(費用の負担)

第8条 甲は、第4条第1項の規定により乙が指定福祉避難所を開設した場合の費用について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。ただし、災害救助法その他関連法令等に定めのない費用の負担については、規模・期間等を勘案し、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(開設期間)

第9条 第4条第1項の規定による指定福祉避難所の開設期間は、地域の被害状況等を鑑みながら、甲と乙の協議により決定する。

(閉鎖)

第10条 乙は、対象者を受け入れる必要がなくなったと判断し、指定福祉避難所を開鎖したときは、その旨を指定福祉避難所閉鎖通知書（様式第2号）により甲に通知する。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、平時から連絡体制票を作成、相互に交換し、連絡体制を構築するものとする。

(備蓄品の保管)

第12条 甲は、乙の承認の下に災害時等に必要な備蓄品を施設内に保管し、管理することができる。

(守秘義務)

第13条 乙は、指定福祉避難所の開設を行うことにより知り得た情報を甲以外

の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、その都度、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年2月3日

甲 旭川市7条通9丁目
旭川市
旭川市長 今津 寛介

乙 旭川市東4条11丁目4番21号
社会福祉法人旭川楠会
理事長 楠井 隆明

(様式第1号)

年　月　日

指定福祉避難所の開設報告書

旭川市長

社会福祉法人旭川楠会

災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定第4条第1項により、次のとおり
指定福祉避難所を開設したので報告します。

開設日時	年　月　日　時　分から
所在地	旭川市東4条11丁目4番21号
施設名	認定こども園 新富保育園
備考	
連絡先	担当 電話

(様式第2号)

年　月　日

指定福祉避難所閉鎖通知書

旭川市長

社会福祉法人旭川楠会

災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定第10条により、次のとおり指定
福祉避難所を閉鎖したので通知します。

閉鎖日時	年　月　日　　時　分
所在 地	旭川市東4条11丁目4番21号
施設名	認定こども園 新富保育園
備考	
連絡先	担当　　電話